

奈良市公報

号外第10号

平成20年 5月20日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市体育指導委員に関する規則…………… 1
- 奈良市体育施設条例施行規則…………… 1
- 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則……………23
- 奈良市青少年野外活動センター条例施行規則……………28
- 奈良市青年の家交楽館条例施行規則……………33
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則……………36
- 奈良市福祉奨学金支給規則を廃止する規則……………46
- 奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………46

規 則

情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第7号

情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則

情報公開の推進に係る出資法人の範囲を定める規則（平成9年奈良市規則第53号）の一部を次のように改正する。

本則中「（平成9年奈良市条例第34号）第19条」を「（平成19年奈良市条例第45号）第30条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（平成20年3月28日揭示済）

奈良市体育指導委員に関する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第8号

奈良市体育指導委員に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項の規定に基づく体育指導委員の職務その他体育指導委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 体育指導委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校・公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、それらの団体の求めに協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により体育指導委員が分担する地域又は事項は、市長が定める。

（定数）

第3条 体育指導委員の定数は、100人以内とする。

（任期）

第4条 体育指導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の体育指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、前項の期間中においても体育指導委員を免職することができる。

3 体育指導委員は、再任することができる。

（服務）

第5条 体育指導委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 体育指導委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則及び規程に従わなければならない。

3 体育指導委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（研修）

第6条 体育指導委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日揭示済）

奈良市体育施設条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第9号

奈良市体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第3条の規定により体育施設の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる様式の体育施設使用承認申請書2通又はこれらの様式に準ずるものとして市長が別に定める申請書を指定管理者（奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場については、市長。次条第1項及び第5条において同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 野球場 別記第1号様式
- (2) 体育館 別記第2号様式
- (3) 武道場、弓道場及び相撲場 別記第3号様式
- (4) 陸上競技場 別記第4号様式
- (5) 庭球場、ゲートボール場及び多目的コート 別記第5号様式
- (6) 屋内プール 別記第5号様式の2
- (7) 球技場 別記第5号様式の3

2 次の各号に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、口頭等により使用承認の申請をするものとする。

- (1) 体育施設のうち、体育館、武道場、弓道場又は陸上競技場を個人使用する場合
- (2) 体育施設のうち、屋外プールを使用する場合又は屋内プールを個人使用する場合
- (3) 体育施設のうち、クラブハウスを使用する場合

3 前2項の申請は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる期間内又は期日にしなければならない。ただし、第1号から第4号までに規定する場合において、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) いずれかの体育施設を独占使用する場合（次号に規定する場合を除く。） 使用しようとする日の3月前から7日前までの間
- (2) いずれかの庭球場（奈良市南部生涯スポーツセンターコートを除く。）、相撲場、球技場（奈良市中ノ川球技場、奈良市奈良阪球技場又は奈良市南部生涯スポーツセンター球技場を除く。）又はゲートボール場を独占使用する場合 使用しようとする日の2月前から3日前までの間
- (3) いずれかの体育施設を部分使用する場合（次号及び第5号に規定する場合を除く。） 使用しようとする日の1月前から3日前までの間
- (4) 奈良市中央体育館、奈良市中央第二体育館、奈良市南部生涯スポーツセンター体育館又は奈良市西部生涯

スポーツセンター体育館を部分使用する場合（次号に規定する場合を除く。） 使用しようとする日の3月前から7日前までの間

(5) いずれかの体育施設を個人使用する場合 使用しようとする日

4 第1項及び第2項の申請は、体育施設のそれぞれの供用日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(使用承認)

第3条 指定管理者は、体育施設の使用承認をしたときは、前条第1項の規定により提出された申請書のうち1通又は市長が別に定める書面に承認印（別記第6号様式）を押して、申請者に交付する。

2 次の各号に掲げる場合において使用承認をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる様式の使用券（以下「使用券」という。）を申請者に交付する。

- (1) 前条第2項第1号の申請があった場合
別記第7号様式（奈良市西部生涯スポーツセンター体育館トレーニング室については別記第7号様式の2）
- (2) 前条第2項第2号の申請があった場合
別記第8号様式（奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールについては別記第8号様式の2）
- (3) 前条第2項第3号の申請があった場合
別記第9号様式

3 回数券による奈良市ならやま屋内温水プールの個人使用を承認したときは、前項の規定にかかわらず、申請者に回数券を提示させ、その使用に係る回数券を切り取るものとする。

(承認書等の携帯)

第4条 体育施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、体育施設を使用するときは、前条第1項の規定により交付を受けた申請書等又は同条第2項若しくは第8条第2項の規定により交付を受けた使用券（以下「承認書等」という。）を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用時間の超過の届出)

第5条 使用者は、使用承認を受けた使用時間を超えて、体育施設を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールを個人使用する場合は、この限りでない。

(特別設備の承認申請)

第6条 使用者は、体育施設のうち、奈良市中央体育館、武道場又は陸上競技場の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、体育施設内部設備承認申請書（別記第10号様式）2通を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、当該承認を受けた事項の変更をしようとするときは、体育施設内部設備変更承認申請書（別記第11号様式）2通を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(回数券等の発行)

第7条 指定管理者は、次の各号に掲げる区分により体育施設を使用しようとする者が希望するときは、当該各号に掲げる券を発行する。

- (1) 奈良市ならやま屋内温水プールを個人使用する場合 回数券(別記第11号様式の2)
- (2) 奈良市西部生涯スポーツセンター体育館トレーニング室又は奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールを個人使用する場合 前払回数券(別記第11号様式の3)
- (3) 照明を伴い、奈良市柏木球技場を使用する場合 照明使用券(別記第11号様式の4)
- (4) 照明を伴い、野球場を使用する場合 照明使用券(別記第11号様式の5)

2 前項第1号の回数券の有効期間は、発行日から起算して6箇月間とする。

(器具の使用料)

第8条 体育施設の備品その他(以下「器具」という。)の使用料は、別表第1から別表第8までのとおりとする。

2 第2条第2項、第3項及び第4項並びに第3条第2項の規定は、器具を個人使用する場合の承認申請及び承認について準用する。この場合において、第2条第2項中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「器具を個人使用する場合」と、第3条第2項中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「器具を使用する場合」と、「当該各号に掲げる様式」とあるのは「別記第7号様式」と読み替えるものとする。

(使用料の納付)

第9条 使用料は、承認書等、回数券又は照明使用券の交付を受けた際、納付しなければならない。使用承認を受けた後に承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールを個人使用する場合における2時間を超える使用時間に係る使用料は、退場の際納付しなければならない。

3 第1項の規定により、使用料の納付があったときは、承認書等、回数券又は照明使用券の表面に使用料の領収印(別記第12号様式)を押すものとする。

(使用料の減免申請)

第10条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書(別記第13号様別表第1(第8条関係)

式)2通を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料を減免したときは、前項の規定により提出された申請書のうち1通に承認印を押して、申請者に交付する。

(使用料の返還)

第11条 条例第7条の規定により、使用料を返還する場合及びその返還の額は次のとおりとする。

- (1) 条例第8条第1項第3号の規定に該当し、使用することができなくなったとき。全額
- (2) その他災害又は気象条件等使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。全額又は半額

2 使用者は、使用料の返還を受けようとするときは、体育施設使用料返還請求書(別記第14号様式)に承認書等を添えて市長に提出しなければならない。

(損傷又は滅失の届出)

第12条 使用者は、体育施設の設備又は器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに体育施設損傷・滅失届(別記第15号様式)を市長に提出しなければならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、体育施設の使用を終了したとき又は使用の途中で承認を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(器具の返還)

第14条 使用者は、器具の使用が終わったときは、当該器具を直ちに所定の位置に戻し、点検を受けなければならない。

(職員)

第15条 体育施設に館長を置く。

2 館長は、上司の命を受けて体育施設の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

体 育 館 器 具 使 用 料

種 類	単 位	使 用 料	
		午前・午後・夜間各 1回につき	全 日
バスケットボール用具	1組	円 300	円 750
バレーボール用具	1組	円 150	円 380

ハンドボール用具	1組	150	380
テニス用具	1組	150	380
バドミントン用具	1組	80	180
卓球用具	1組	80	180
とび箱	1組	150	380
鉄棒	1台	150	380
吊輪	1台	150	380
あん馬	1台	150	380
跳馬	1台	150	380
平行棒	1台	150	380
平均台	1台	150	380
床運動用マット	1組	450	1,050
マット(大)	1枚	30	80
マット(小)	1枚	20	50
ピアノ	1台	3,000	7,500
エレクトーン	1台	1,500	3,750
電光掲示板	1基	750	1,800
放送設備	1式	1,500	3,750
トランポリン	1台	150	380
コインロッカー	1個	1日1回につき	50
シャワー	1基	1時間につき	1,000
冷暖房装置			
体育室(アリーナ)	1式	1時間につき	1,500
軽運動室	1式	1時間につき	800
ダンススタジオ	1式	1時間につき	600
会議・研修室	1式	1時間につき	600

備考

- 1 シャワーを個人で使用する場合の使用料は、1人1回につき100円とする。
- 2 奈良市西部生涯スポーツセンター体育館ダンススタジオを部分使用して冷暖房装置を使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 奈良市西部生涯スポーツセンター体育館会議・研修室を部分使用して冷暖房装置を使用する場合の使用料は、使用区分に応じ当該使用料の3分の2又は3分の1に相当する額とする。

別表第2(第8条関係)

武道場器具使用料

種類	単位	使用料		
		午前・午後・夜間各1回につき	円	円
放送設備	1式	午前・午後・夜間各1回につき	1,500	全日 3,750
剣道具	1式		80	150
竹刀・木刀	1刀		30	60
シャワー	1基	1時間につき		1,000
備考 シャワーを個人で使用する場合の使用料は、1人1回につき100円とする。				

別表第3(第8条関係)

弓道場器具使用料

種類	単位	使用料	
		午前・午後・夜間各1回につき	全日
弓道具	1式	円 80	円 150

別表第4 (第8条関係)

陸上競技場器具使用料

種類	単位	使用料			
			円		円
放送設備	1式	午前・午後各 1回につき	2,500	全 日	5,000
可搬式放送設備	1式		1,000		2,000
写真判定装置	1式		15,000		30,000
卓球用具	1組		80		160
シャワー	1基	1時間につき			1,000
コインロッカー	1個				50
陸上競技用具	1式				5,000
やり	1本				200
円盤	1個				100
砲丸	1個				100
ハンマー	1個				100
スターティングブロック	1組				100
走高跳器具	1式				1,000
棒高跳器具	1式				2,000
ハードル	1台				30
3000メートル障害物	1式				500
投てき角度標識	1組				50
投てき距離標識	1式				300
投てき距離測定装置	1式				2,000
踏切板標識	1組				100
周回表示器	1組				100
風向風速計	1台				200
温湿度計	1台				100
ストップウォッチ	1個				100
ピストル	1丁				50
走幅跳・三段跳用距離標識	1組				100
マラソン用親時計	1個				300
フィールド成績表示器	1台				100
コースナンバー標識	1組				100
トラック競技速報表示器	1台				100
風力速報表示器	1台				100
マラソン距離標識	1式	1日1回につき			300
走幅跳・三段跳用順位表示器	1個				100
走幅跳・三段跳距離測定器	1組				200
記録標識	1組				100
ベスト8表示器	1組				50
トラック競技順序告知器	1台				100
電気メガホン	1個				100
表彰台	1組				100
折り畳みいす	1脚				20
長机	1台				40
ビーチパラソル	1個				100
演台	1台				200
テント(大)	1張			1,000	
テント(小)	1張			200	
サッカー用具	1組			300	
ホッケー用具	1組			300	
走幅跳・三段跳踏切板	1組			100	
足留材	1台			100	

ベッグ	1個		30
巻尺	1個		50
バトン	1本		30
フィールド距離表示マーク	1台		50
笛	1個		30
スターター台	1組		100
手旗	1組		30
ライン引器	1台		100
カラーコーン	1個		10
選手用長いす	1脚		50
監察員用腰掛	1脚		20
ワイヤレスメガホン	1台		200
トランシーバー	1台		100

備考

- 放送設備及び可搬式放送設備の使用料については、マイク1本増すごとに上記の使用料に500円を加算する。
- シャワーを個人で使用する場合の使用料は、1人1回につき100円とする。

別表第5（第8条関係）

野球場器具使用料

種類	単位	使用料	
放送設備	一式	午前・午後・夜間各1回につき	円 1,500
コインロッカー	1個	1日1回につき	50
スコアボード	1式	午前・午後・夜間各1回につき	1,500
シャワー	1基	1時間につき	1,000
入場券発売設備	一式	午前・午後・夜間各1回につき	1,500

備考
シャワーを個人で使用する場合の使用料は、1人1回につき100円とする。

別表第6（第8条関係）

プール器具使用料

種類	単位	使用料	
コインロッカー	1個	1日1回につき	円 50

別表第7（第8条関係）

クラブハウス器具使用料

種類	単位	使用料	
シャワー	1基	1時間につき	円 1,000
コインロッカー	1個	1日1回につき	50

備考
シャワーを個人で使用する場合の使用料は、1人1回につき100円とする。

別表第8（第8条関係）

多目的コート器具使用料

種類	単位	使用料	
		午前・午後各1回につき	全日
テニス用具	1組	円 150	円 300

別記

第1号様式(第2条関係)

体育施設使用承認申請書

(野球場用)

No. _____ 年 月 日							
(あて先) 指定管理者							
申請者 住所 氏名 (電話 _____) 団体名(チーム名) 使用責任者氏名							
次のとおり(鴻ノ池球場)を使用したいので申請します。 (緑ヶ丘球場)							
1 使用の日時	年 月 日 (曜日) 時から 日間 年 月 日 (曜日) 時まで			<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 市外			
	準備	年 月 日 時	撤去	年 月 日 時			
2 使用の区分	<input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外のスポーツ			<input type="checkbox"/> 入場料を徴収する <input type="checkbox"/> 入場料を徴収しない			
3 使用の目的							
4 入場予定者	総数	男	女	小	中	高	一般
	名	名	名	名	名	名	名
5 使用施設器具	施設・器具名	使用回数	数量	単価	※金額	備考	
6 特別施設	<input type="checkbox"/> 設ける <input type="checkbox"/> 設けない(設ける場合はその概要)						
7 照明の使用予定	時間	時 分から 時間 分 時 分まで			<input type="checkbox"/> 全点灯 <input type="checkbox"/> 2分の1点灯 <input type="checkbox"/> 3分の1点灯		
※ 照明使用							
※ 使用料	野球場使用料			円			
	施設・器具使用料			円	合計	円	
※ 承認条件							承認印

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第2号様式(第2条関係)

体育施設使用承認申請書

(体育館用)

(あて先)							No. _____	
							年 月 日	
申請者 住所 氏名 電話() 団体名 使用責任者氏名								
次のとおり 体育館を使用したいので申請します。								
1 使用の日時	年 月 日 (曜日) 時から 日間		年 月 日 (曜日) 時まで		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 市外	※ 使用料		
	準備	年 月 日 時	撤去	年 月 日 時		円		
2 使用の区分	<input type="checkbox"/> 独占使用 <input type="checkbox"/> 部分使用		<input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外		<input type="checkbox"/> 入場料を徴収する <input type="checkbox"/> 入場料を徴収しない		<input type="checkbox"/> 営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的外	
3 使用の目的								
4 入場予定者	総数	男	女	小	中	高	一般	
	名	名	名	名	名	名	名	
5 使用施設器具	施設・器具名		使用回数	数量	単価	※金額	備考	
						円		
※ 使用料	体育館使用料		円	合計		円		
※ 承認条件							承認印	

記入上の注意

- 申請者が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ※箇所は記入しないでください。

第3号様式(第2条関係)

体育施設使用承認申請書

(武道場・弓道場・相撲場用)

No. _____ 年 月 日							
(あて先) 指定管理者							
申請者 住所 氏名 電話(_____) 団体名 使用責任者氏名							
次のとおり (中央武道場 中央第二武道場 弓道場 相撲場) を使用したいので申請します。							
1 使用の日時	年 月 日 (曜日)		時から		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 市外	※ 使用料 円	
	年 月 日 (曜日)		時まで				
	準備	年 月 日 時	撤去	年 月 日 時			
2 使用の目的							
3 入場予定者	総数	男	女	小	中	高	一般
	名	名	名	名	名	名	名
4 使用施設器具	施設・器具名	使用回数	数量	単価	※金額	備考	
					円		
※ 使用料	武道場・弓道場・相撲場使用料 施設・器具使用料				円	合計	円
※ 承認条件						承認印	

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第4号様式(第2条関係)

体育施設使用承認申請書

(陸上競技場用)

<p>(あて先) 指定管理者</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話() 団体名 使用責任者氏名</p> <p>次のとおり(主競技場 補助競技場 投てき練習場)を使用したいので申請します。</p>							No. _____ 年 月 日
1 使用の日時	準備	年 月 日 時	撤去	年 月 日 時	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで 日間	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 市外	※ 使用料 円
2 使用の区分	<input type="checkbox"/> 独占使用				<input type="checkbox"/> 入場料を徴収する <input type="checkbox"/> 入場料を徴収しない		<input type="checkbox"/> 営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的外
3 使用の目的							
4 入場予定者	総数	男	女	小	中	高	一般
	名	名	名	名	名	名	名
5 使用施設器具	施設・器具名		使用目的	数量	単価	※金額	備考
						円	
※ 使用料	陸上競技場使用料				円		
	施設・器具使用料				円		
						合計	円
※ 承認条件							承認印

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第5号様式(第2条関係)

体育施設使用承認申請書

(庭球場・ゲートボール場・多目的コート用)

No. _____ 年 月 日							
(あて先) 指定管理者							
申請者 住所 氏名 電話() 団体名 使用責任者氏名							
次のとおり() コート) を使用したいので申請します。							
1 使用の日時	年 月 日 (曜日) 時から 日間 年 月 日 (曜日) 時まで		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後		※ 使用料 円		
	準備	年 月 日 時	撤去	年 月 日 時	<input type="checkbox"/> 市外		
2 使用コート	コ ー ト 名						
3 使用の目的	コ ー ト						
4 入場予定者	総 数	男	女	小	中	高	一 般
	名	名	名	名	名	名	名
5 使用器具	器 具 名	使用回数	数 量	単 価	※ 金 額	備 考	
					円		
※ 使 用 料	コート使用料 円 器具使用料 円		合計		円		
※ 承認条件						承認印	

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第5号様式の2 (第2条関係)

体育施設使用承認申請書

(屋内プール用)

No. _____
年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所
氏名
(電話 _____)
団体名
使用責任者氏名

次のとおり 屋内温水プールを使用したいので申請します。

1 使用の日時	年 月 日 (曜日)	時から 時まで 時間
2 使用の目的		
3 入場予定者	名	
4 必要とする設備 又は器具		
5 特別施設	<input type="checkbox"/> 設ける <input type="checkbox"/> 設けない (設ける場合はその概要)	
※ 使用料	円	
※ 承認条件		承認印

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第5号様式の3 (第2条関係)

体育施設使用承認申請書

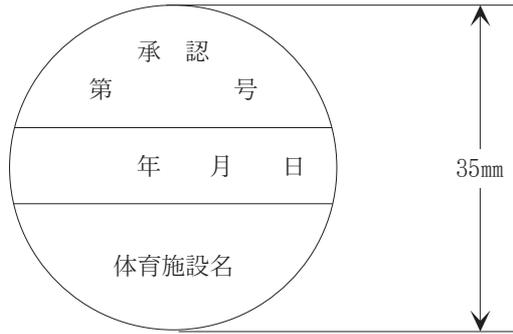
(球技場用)

(あて先)		No. _____					
		年	月 日				
		申請者 住所 氏名 (電話 _____)					
		団体名(チーム名) 使用責任者氏名					
次のとおり		球技場を使用したいので申請します。					
1 使用の日時	年 月 日 (曜日) 時から 年 月 日 (曜日) 時まで 日間		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後				
	準備	年 月 日 時	撤去				
	年 月 日 時	年 月 日 時	<input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 市外				
3 使用の目的							
4 入場予定者	総数	男	女	小	中	高	一般
	名	名	名	名	名	名	名
※ 使用料				円			
※ 承認条件					承認印		

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第6号様式(第3条関係)



第7号様式(第3条関係)

(その1)

(体育施設の個人使用用)

		No. _____		
使 用 副 券				
氏 名		使 用 日	年 月 日	
施設名		<input type="checkbox"/> 午 前	<input type="checkbox"/> 午 後	
器具名		<input type="checkbox"/> 夜 間		
		使 用 料		円
		器具使用料		円
		計		円
体 育 施 設 名				

(その2)

		No. _____		
使 用 券				
氏 名	様	使 用 日	年 月 日	
施設名		<input type="checkbox"/> 午 前	<input type="checkbox"/> 午 後	
器具名		<input type="checkbox"/> 夜 間		
		使 用 料		円
		器具使用料		円
		計		円
体 育 施 設 名				

第7号様式の2 (第3条関係)

トレーニング利用券

西部生涯スポーツセンター



矢印の方向に入れて下さい

第8号様式 (第3条関係)

(プール用)

No.	No.
□□	□□
使 用 副 券	使 用 券
円	円
午 部の	午 部の1日1回限り
体 育 施 設 名	体 育 施 設 名

切り取り線

(注) 裏面に注意事項を記載する。

第8号様式の2 (第3条関係)

プール利用券

【1回2時間以内】

西部生涯スポーツセンター



矢印の方向に入れて下さい

第9号様式(第3条関係)

(その1)

(クラブハウス用)

		No. _____	
使 用 副 券			
_____ (施設名)			
		年	月
		日	
申請者住所			
		氏名	⑩
		電話 ()
団体名			
使用責任者氏名			
使用年月日時間	年	月	日
			時から
	年	月	日
			時まで
使用人員	人		
使用目的			
使用料	円		
器具使用料	円		

(その2)

		No. _____	
使 用 券			
_____ (施設名)			
		年	月
		日	
申請者住所			
		氏名	様
		電話 ()
団体名			
使用責任者氏名			
使用年月日時間	年	月	日
			時から
	年	月	日
			時まで
使用人員	人		
使用目的			
使用料	円		
器具使用料	円		

第10号様式（第6条関係）

体育施設内部設備承認申請書

(あて先) 指定管理者		年 月 日	
		申請者 住所 氏名 電話 ()	
次のとおり（体育館 陸上競技場 武道場）の内部に特別な設備をしたいので申請します。			
1 使用の期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
2 設置の目的			
3 特別設備	設備名	設備明細（平面図添付）	
4 その他必要な事項			
※ 承認条件			承認印

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第11号様式（第6条関係）

体育施設内部設備変更承認申請書

(あて先) 指定管理者 次のとおり（体育館 陸上競技場 武道場）の内部設備の変更の承認を受けたいので申請します。		年 月 日	
		申請者 住所 氏名 電話（ ）	
1 承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
2 変更理由			
3 変更内容	設 備 名	設備明細（平面図添付）	
4 設置期間	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	
5 その他必要な事項			
※ 承認条件			承認印

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第11号様式の2 (第3条・第7条関係)

(表紙)

奈良市 屋内温水プール 回数券 No. _____	No. _____
領収書 金額 千 百 十 円 (種別) 屋内温水プール回数券 年 月 日 奈良市 屋内温水プール ⑩	No. _____
領収書 金額 千 百 十 円 (種別) 屋内温水プール回数券 () 年 月 日	No. _____

(回数券面)

奈良市 屋内温水プール 回数券 () No. 11	No. 2
奈良市 屋内温水プール 回数券 () No. 10	No. 1

(注) 裏表紙に利用に当たっての注意事項を記載する。

第11号様式の3 (第7条関係)

西部生涯
スポーツセンター
回数券8000円(8800円分)
(プール・トレーニングの利用券が購入できます。)



矢印の方向に入れて下さい

第11号様式の5 (第7条関係)

No. _____	No. _____
奈良市鴻ノ池球場照明使用副券	奈良市鴻ノ池球場照明使用券
金額 円	金額 円
(点灯・30分券)	(点灯・30分券)
年 月 日	年 月 日
奈良市鴻ノ池球場	奈良市鴻ノ池球場

第11号様式の4 (第7条関係)

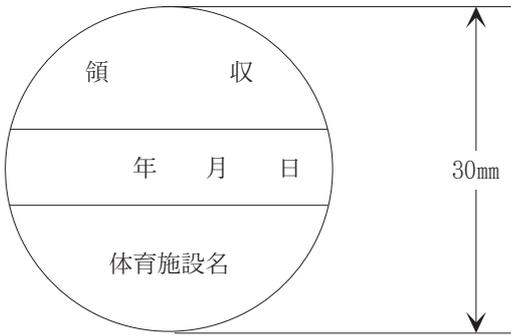


奈良市柏木球技場

照 明 使 用 券

IN PUT ⇨

第12号様式 (第9条関係)



領 収

年 月 日

30mm

体育施設名

(注) 裏面に利用に当たっての注意事項を記載する。

第13号様式 (第10条関係)

体育施設使用料減免申請書

(あて先) 奈良市長	年 月 日	申請者 住所 氏名 (印)	電話 ()
次のとおり使用料を減免くださるよう申請します。			
1 体育施設名	年 月 日	第 号	円
2 承認の年月日及び番号	使用料		
3 使用承認の内容及び使用料額			
4 減免を申請する理由			
※ 決定	<input type="checkbox"/> 免除する	<input type="checkbox"/> 円減額する	承認印

記入上の注意

- 1 申請人が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は記入しないでください。

第14号様式（第11条関係）

体育施設使用料返還請求書

年 月 日

（あて先）奈良市長

請求者 住 所

氏 名 ⑩

電話（ ）

次のとおり体育施設使用料の返還を受けたいので、請求します。

体育施設名			
使用目的			
承認申請年月日	年 月 日	承認年月日及び番号	年 月 日 第 号
使用年月日	年 月 日（曜日）	使用料納付年月日	年 月 日
	年 月 日（曜日）		
	年 月 日（曜日）		
使用料の返還を請求する理由			
既納の使用料	円	返還率	返 還 金 額
		100	円

承認書は必ず添付してください。

第15号様式（第12条関係）

体育施設損傷・滅失届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出人 住 所

氏 名

印

電話 ()

次のとおり体育施設を損傷・滅失したのでお届けします。

発 生 日 時

年 月 日 午前 時 分
午後

発 生 場 所

損 傷 者
滅 失 者名称又は品名
(規 格)

数 量

発生原因（理由）

記入上の注意

届出人が法人であるときは、届出人の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

(平成20年 3月31日揭示済)

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則をここに
公布する。

平成20年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第10号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市コミュニティスポーツ施設条
例(昭和61年奈良市条例第12号。以下「条例」という。)
の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第3条の規定により、スポーツ施設の使用承
認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、
コミュニティスポーツ施設使用承認申請書(別記第1号
様式)2通を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の1月前から使用
しようとする日までになければならない。ただし、市
長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 スポーツ施設の体育室を個人使用する場合及びスポー
ツ施設のプールを使用する場合は、前2項の規定にか
かわらず、使用しようとする日に口頭等により使用承認の
申請をするものとする。

(使用承認)

第3条 指定管理者は、スポーツ施設の使用承認をしたと
きは、前条第1項の規定により提出された申請書のうち
1通に承認印(別記第2号様式)を押して申請者に交付
する。

2 前条第3項の申請があった場合において使用承認をし
たときは、前項の規定にかかわらず、体育室の個人使用
にあってはコミュニティスポーツ施設個人使用券(別記
第3号様式)を、プールにあっては別に定める使用券を
申請者に交付する。

(承認書の携帯)

第4条 スポーツ施設の使用承認を受けた者(以下「使用
者」という。)は、スポーツ施設を使用するときは、前
条第1項の規定により交付を受けた申請書又は同条第2
項の規定により交付を受けた使用券(以下「承認書等」
という。)を携帯し、係員から請求があったときは、こ
れを提示しなければならない。

(使用時間の超過の届出)

第5条 使用者は、使用承認を受けた使用時間を超えて、
スポーツ施設を使用しようとするときは、あらかじめ指
定管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、承認書等の交付を受けた際、条例別表
第2に定める使用料を納付しなければならない。使用承
認を受けた後に承認を受けた事項を変更し、使用料を追
加納付する場合も、また、同様とする。

2 前項の規定により、使用料の納付があったときは、承

認書等の表面に使用料の領収印(別記第4号様式)を押
すものとする。

(使用料の減免申請)

第7条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けよう
とする者は、コミュニティスポーツ施設使用料減免申請
書(別記第5号様式)2通を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料を減免したときは、前項の規定により
提出された申請書1通に承認印を押して申請者に交付す
る。

(使用料の返還)

第8条 条例第7条の規定により使用料を返還する場合の
額は、次のとおりとする。

(1) 条例第8条第1項第3号の規定に該当し、使用する
ことができなくなったとき。 全額

(2) その他災害又は気象条件等使用者の責めに帰さない
理由により使用できなくなったとき。 全額又は半額

2 使用者は、使用料の返還を受けようとするときは、コ
ミュニティスポーツ施設使用料返還請求書(別記第6号
様式)に承認書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、スポーツ施設を使用する権利を他人に
譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、スポーツ施設の設置目的を認識し、条
例及びこの規則の各条項を遵守して健全な活動目的に資
するよう努めなければならない。

(事故責任)

第11条 使用者は、スポーツ施設の使用に関し生じた一切
の事故について、その責めを負うものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市
長が別に定める。

附 則

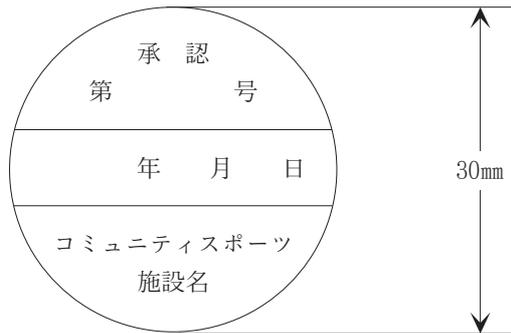
(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当
分の間、必要な修正をして使用することができる。

第2号様式(第3条関係)



第3号様式(第3条関係)

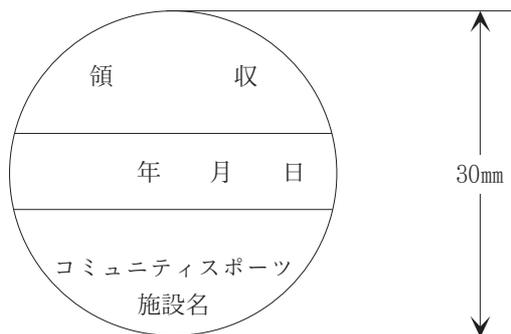
(その1)

			No. _____
コミュニティスポーツ施設個人使用副券			
氏名		年 月 日	
使用日		<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後
施設名		<input type="checkbox"/> 夜間	
使用料		円	
ス ポ ー ツ 施 設 名			

(その2)

			No. _____
コミュニティスポーツ施設個人使用券			
氏名	様	年 月 日	
使用日		<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後
施設名		<input type="checkbox"/> 夜間	
使用料		円	
ス ポ ー ツ 施 設 名			

第4号様式(第6条関係)



第5号様式(第7条関係)

コミュニティスポーツ施設使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所

氏名 ④

電話 ()

次のとおり使用料を減免くださるよう申請します。

施 設 名			
承認の年月日及び番号	年	月	日 第 号
使用承認の内容 及び使用料額			
減免を申請する理由			
※決 定 <input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 円減額する		承 認 印	

注意事項

- 1 申請者が法人であるときは、申請者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は、記入しないでください。

第6号様式(第8条関係)

コミュニティスポーツ施設使用料返還請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

請求者 住所

氏名 ㊟

電話 ()

次のとおり使用料の返還を受けたいので請求します。

施設名			
使用目的			
承認申請年月日	年 月 日	承認年月日 及び番号	第 年 月 日号
使用年月日	年 月 日	使用料納付 年月日	年 月 日
	年 月 日		
	年 月 日		
使用料の返還を請求する理由			
既納の使用料		※ 返 還 率	※ 返 還 金 額
		$\frac{\quad}{100}$	円

注意事項

- 1 申請者が法人であるときは、請求者の住所・氏名の記載箇所には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※箇所は、記入しないでください。
- 3 承認書を必ず添付してください。

(平成20年3月31日揭示済)

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第11号

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市青少年野外活動センター条例(平成元年奈良市条例第20号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休所日及び開所時間)

第2条 奈良市青少年野外活動センター(以下「センター」という。)の休所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 休所日

ア 月曜日

イ 国民の祝日(その日が日曜日又は月曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、月曜日又は国民の祝日でない日)

ウ 12月26日から翌年1月5日まで

(2) 開所時間 終日(ただし、11月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後5時まで)

2 市長は、公益上その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、休所日及び開所時間を変更し、又は臨時に休所し、若しくは開所することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奈良市青少年野外活動センター使用承認申請書(別記第1号様式)2通を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日(2日以上継続して使用する場合にあっては、その初日をいう。)の3月前から7日前までの期間内にしなければならない。

3 第1項の申請は、休所日以外の日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(使用許可)

第4条 市長は、センターの使用許可をしたときは、前条第1項の規定により提出された申請書のうち1通に承認印(別記第2号様式)を押して、申請者に交付する。

(承認書の携帯)

第5条 センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用するときは、前条の規定により交付を受けた申請書(以下「承認書」という。)を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用日等の延長等)

別記

第1号様式(第3条関係)

第6条 使用者は、やむを得ない理由により、使用許可を受けた使用日又は使用時間を超えて、センターを使用しようとするときは、あらかじめ市長に申し出て、その許可を受けなければならない。

(使用中止届)

第7条 使用者は、センターの使用を中止しようとするときは、奈良市青少年野外活動センター使用中止届(別記第3号様式)に承認書を添えて、市長に届け出なければならない。

(使用料の納付等)

第8条 使用者は、使用しようとする日に、条例別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、前項の規定により使用料を納付しようとするときは、使用者名簿(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第6条の規定により使用日の延長の許可を受けてセンターを使用する場合の当該使用日に係る使用料は、当該許可のときに納付しなければならない。

(使用料の減免申請)

第9条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、奈良市青少年野外活動センター使用料減免申請書(別記第5号様式)2通を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料を減免したときは、前項の規定により提出された申請書のうち1通に承認印を押して、申請者に交付する。

(譲渡又は転貸の禁止)

第10条 使用者は、センターの使用についての権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(職員)

第11条 センターに所長その他必要な職員を置く。

2 特に必要があるときは、センターに主任を置く。

3 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 主任は、上司の命を受けて担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 その他の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

奈良市青少年野外活動センター使用承認申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

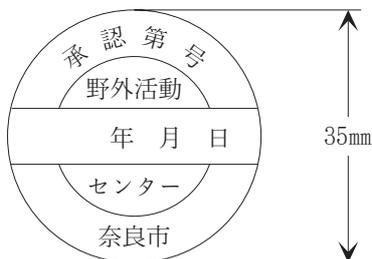
申請者 住 所
氏 名
電話 ()
団 体 名
使用責任者名

次のとおり奈良市青少年野外活動センターを使用したいので申請します。

使用の目的	1 キャンプ 2 野外活動 3 体育・スポーツ、レクリエーション 4 共同宿泊訓練 5 指導者研修 6 その他 ()																													
使用者数	使用者	指導者	合計	総計	希望施設等	本 館														ロッジ	屋 外									
	男					2階	全	C	D	1	2	3	4	5	6	指2	講1	2	3	大空	大樹	大地	テント	サイト	野炊場	林間舎	営火場	アスレ	チェック	一輪路
	女					1階	全	A	B	調理	食堂	和室	クラフト	指1	プレイム	補														
使用希望日程	第一希望	年 月 日 () 午前・午後 時から 月 日 () 午前・午後 時まで (泊日)																												
	第二希望	年 月 日 () 午前・午後 時から 月 日 () 午前・午後 時まで (泊日)																												
野 外 活 動 プ ロ グ ラ ム																														
時刻日程場所		時																		食事の計画										
期日		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	食	炊事場	メニュー	数量								
(1日目)	晴	日程																	閉栓確認 就寝準備 消灯	朝	—	—	—							
	天	場所																		昼	調理室	野炊場	弁当							
月	雨	日程																	閉栓確認 就寝準備 消灯	夕	調理室	野炊場	食							
	天	場所																		夕	調理室	野炊場	食							
日	晴	日程																	閉栓確認 就寝準備 消灯	朝	調理室	野炊場	食							
	天	場所																		昼	調理室	野炊場	食							
()	雨	日程																	閉栓確認 就寝準備 消灯	夕	調理室	野炊場	食							
	天	場所																		夕	調理室	野炊場	食							
(2日目)	晴	日程																	閉栓確認 就寝準備 消灯	朝	調理室	野炊場	食							
	天	場所																		昼	調理室	野炊場	食							
月	雨	日程																	閉栓確認 就寝準備 消灯	夕	調理室	野炊場	食							
	天	場所																		夕	調理室	野炊場	食							
日	晴	日程																	閉栓確認 就寝準備 消灯	朝	調理室	野炊場	食							
	天	場所																		昼	調理室	野炊場	食							
()	雨	日程																	閉栓確認 就寝準備 消灯	夕	調理室	野炊場	食							
	天	場所																		夕	調理室	野炊場	食							
使用にあたって他に希望する事項 (備品の借用、材料のあっせんや入手先、その他に関する相談事項等)																		使用者の年齢層		幼稚園児 小学生 (学年) 中学生 高校生 大学生 青年 一般										
																		承認条件				承認印								

(注) 余白に使用に当たっての注意事項を記載する。

第2号様式 (第4条関係)



第3号様式(第7条関係)

奈良市青少年野外活動センター使用中止届

<p>(あて先) 奈良市長</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">申請者 住所 氏名 電話() 団体名 使用責任者名</p> <p style="margin-top: 20px;">奈良市青少年野外活動センターの使用を中止したいので、お届けします。</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
--	--

使用承認日時	年 月 日 (曜日) 時から 時まで 年 月 日 (曜日) 時から 時まで
--------	--

使用承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
---------	-------------	------	----------------

中止理由	<div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>
------	--

備考	<div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>
----	---

(注) 承認書を添付してください。

第4号様式(第8条関係)

使用者名簿

奈良市青少年野外活動センター

団体名											
使用者代表	氏名					年齢	歳	性別	男・女		
	住所										
連絡先						電話	() -				
使用人員	区分	幼稚園児	小学生	中学生	高校生	青年	一般 (26歳以上)	指導者 引率者	合計		
	男										
	女										
	計										
No.	氏名	年齢	性別	住所				備考			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

第5号様式(第9条関係)

奈良市青少年野外活動センター使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話 ()

団体名

使用責任者名

次のとおり使用料を減免くださるよう申請します。

<p>承認の年月日 1 及 び 番 号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>使用承認の内容 2 及 び 使 用 料 額</p>	<p>使用料 円</p>
<p>減免を申請する 3 理 由</p>	
<p>※ 決定</p> <p><input type="checkbox"/> 免除する</p> <p><input type="checkbox"/> 円減額する。</p>	<p>承 認 印</p>

(注) ※箇所は記入しないでください。

(平成20年 3月31日揭示済)

奈良市青年の家交楽館条例施行規則をここに公布する。
平成20年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第12号

奈良市青年の家交楽館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市青年の家交楽館条例(昭和51年奈良市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による交楽館の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交楽館使用(変更)承認申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)2通を、使用しようとする日(その日が2日以上にわたるときは、その初日をいう。以下「使用日」という。)の1月前から使用日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請は、休所日以外の日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(使用承認)

第3条 指定管理者は、交楽館の使用を承認したときは、申請書のうち1通に承認印(別記第2号様式)を押して、申請者に交付する。

(承認書の提示等)

第4条 交楽館の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日に承認書(次条の規定により変更承認を受けた場合は、変更承認書を含む。以下同じ。)を係員に提示しなければならない。

(変更承認)

第5条 使用者は、使用承認を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の3日前までに申請書2通に、承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の変更承認をする場合について準用する。

(使用料)

第6条 条例第7条第1項の規定による使用料は、第4条の規定による承認書の提示の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第7条第2項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 社会教育に関する事業を行うことを目的とする市内青少年団体が主催する事業に使用する場合 条例別表に規定する使用料の額の5割に相当する額の減額
- (2) その他市長が減免を必要と認める場合 市長が必要と認める額の減額

3 使用料の減免を受けようとする者は、申請書と併せて交楽館使用料減免申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(原状回復義務)

第7条 使用者は、その使用が終わったとき又は条例第6条の規定により使用の取消しを命じられたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、費用を要したときは、使用者から徴収するものとする。

(附帯設備等の返還)

第8条 使用者は、その使用が終わったときは、使用承認に係る附帯設備等を直ちに所定の位置に戻し係員の点検を受けなければならない。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

別記

第1号様式(第2条、第3条、第5条、第6条関係)

交楽館使用(変更)承認申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請責任者 住所 _____ 電話 _____

氏名 _____

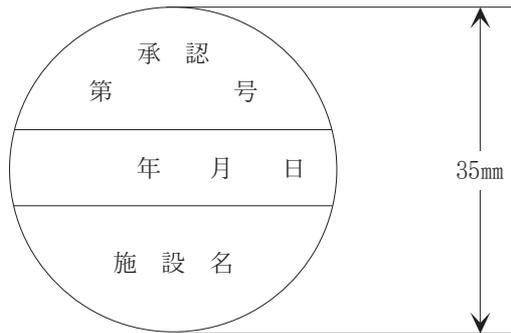
次のとおり交楽館を使用(変更)したいので申請します。

使用団体名			代表者名					
団体所在地			電 話					
使用目的								
使用年月日	年 月 日							
使用人員	男	人・女	人・合計	人				
集会等宿泊 以外の場合 の使用室 及び使用料	使用室名		プレイ室	和 室			計	
	時間区分			研 修 室	大	中		小
	使 用 時 間	午 前 (9:00~12:00)	室	室	室	室	室	円
		午 後 (13:00~17:00)	室	室	室	室	室	円
		夜 間 (18:00~21:00)	室	室	室	室	室	円
全 日 (9:00~21:00)		室	室	室	室	室	円	

※	承認条件	承認印		円
決定				合計

- (注) ① 交楽館使用料は、使用日の入所時に納付してください。
 ② ※印欄は記入しないでください。

第2号様式(第3条関係)



第3号様式(第6条関係)

交楽館使用料減免申請書

年 月 日	
(あて先) 奈良市長	
申請責任者 住所 _____ 電話 _____	
氏 名 _____ 印	
次のとおり使用料を減免くださるよう申請します。	
使用団体名	代表者
団体所在地及び連絡先	電 話
承認の年月日及び番号	
年 月 日	第 号
使用承認の内容及び使用料額	
使用料額 _____ 円	
減免を申請する理由	
※ 決定	承
<input type="checkbox"/> 免除する	認
<input type="checkbox"/> _____ 円減免する	印

(平成20年 3月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第13号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(介護福祉課を除く。)、人権啓発センター」を削り、「月ヶ瀬診療所」の次に「、南部体育館、青少年野外活動センター、西部出張所の課、月ヶ瀬行政センターの課、都祁行政センターの課、東部出張所、北部出張所」を加え、「、室、少年指導センター」を削り、「人権文化センター」の次に「、図書館」を加え、「(公民館を除く別表第1企画政策課の項の次に次のように加える。

く。)」を削り、「、公平委員会事務局、西部出張所の課、東部出張所、北部出張所、月ヶ瀬行政センターの課並びに都祁行政センターの課」を「並びに公平委員会事務局」に改める。

第6条第1項第3号中「管財課」を「会計課」に改める。
第22条の2第1項中「第29条の9」を「第29条の23」に改める。

第33条の2に次の1号を加える。

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付に要する経費及び保護施設事務費
第47条第1項及び第3項中「管財課長」を「会計課長」に改める。

第49条、第51条、第52条第2項、第53条及び第53条の2第3項の規定中「管財課」を「会計課」に改める。

産業廃棄物対策課	主幹、指導啓発係長及び係員	生活環境の保全上の支障の除去等の措置に係る費用の徴収金の収納
----------	---------------	--------------------------------

別表第1管財課の項を次のように改める。

管財課	課長補佐及び管財係長	1 入札保証金の出納 2 契約保証金の出納 3 普通財産貸付料の収納
-----	------------	--

別表第1納税課の項の次に次のように加える。

滞納整理課	課長を除く課員	所管に係る市税及びその附帯金の収納
-------	---------	-------------------

別表第1市民課の項を次のように改める。

市民課	証明係長及び係員	所管に係る手数料の収納
-----	----------	-------------

別表第1市民課の項の次に次のように加える。

市民サービスセンター	所長、主任及び係員	1 所管に係る手数料等の収納 2 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらに係る附帯金の収納
生活環境課	主任及び係員	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 所管に係る使用料の収納

別表第1奈良診療所、月ヶ瀬診療所、都祁診療所及び応急診療所の項中「一部負担金」を「使用料」に改め、同表国保年金課の項の次に次のように加える。

西部出張所 生活総務課	課長補佐、庶務係長及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る利用料の収納
	福祉係長及び係員	所管に係る利用料の収納
西部出張所 住民課	課長補佐、庶務係長及び係員	所管に係る使用料及び手数料等の収納

月ヶ瀬行政センター 庶務課	課長補佐	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納 3 証紙の売りさばき代金の収納
	振興係長及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 証紙の売りさばき代金の収納
	管理係長及び係員	所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納
月ヶ瀬行政センター 住民課	課長補佐、主任及び係員	1 所管に係る使用料、手数料等の収納 2 所管に係る利用料の収納
都祁行政センター 庶務課	課長補佐、庶務係長及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 証紙の売りさばき代金の収納
都祁行政センター 業務課	課長補佐、係長及び係員	所管に係る使用料、手数料及び分担金の収納
都祁行政センター 住民課	課長補佐、住民係長及び係員	所管に係る使用料、手数料等の収納
	福祉係長及び係員	所管に係る利用料の収納
東部出張所及び北部出張所	主任及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納

別表第1 地域活動推進課の項及び連絡所の項中「介護保険料」を「国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料」に改め、同表連絡所の項の次に次のように加える。

文化振興課	主任及び係員	所管に係る文化事業収入の収納
生涯学習課	生涯学習係長及び係員	所管に係る事業収入の収納
スポーツ課	管理係長及び係員	水泳教室の受講料の収納
南部体育館	館長及び係員	所管に係る使用料の収納
青少年野外活動センター	所長及び係員	1 所管に係る使用料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納

別表第1 人権推進課の項中「人権推進課」を「人権施策課」に、「庶務係長」を「人権施策係長」に改め、同表男女共同参画センターの項の次に次のように加える。

図書館	主任及び係員	1 所管に係る弁償金の収納 2 所管に係る複写料の収納
-----	--------	--------------------------------

別表第1 障がい福祉課の項中「支援係長」を「在宅支援係長及び係員」に、「2 所管に係る実費徴収金の収納」を「2 みどりの家歯科診療所に係る使用料の収納
3 所管に係る実費徴収金の収納」に、「指導係長」を「自立支援係長及び係員」に改め、同項の次に次のように加える。

福祉医療課	課長補佐、後期高齢者医療係長及び係員	所管に係る後期高齢者医療保険料及びその附帯金の収納
-------	--------------------	---------------------------

別表第1子育て課の項から放課後児童施策課の項までを削り、同表保護課の項中「庶務係長」の次に「及び係員」を加え、同項の次に次のように加える。

子育て課	庶務係長及び係員	母子寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金の貸付回収金の収納
	子育て支援係長及び係員	助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納
保育課	保育係長及び係員	1 保育所保育料の収納 2 所管に係る利用料の収納
保育所	保育園長、副園長及び主任	保育所保育料の収納
放課後児童施策課	主任及び係員	児童育成料の収納

別表第1介護総務課の項を次のように改める。

介護総務課	主幹、課長補佐、保険料係長及び係員	所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納
-------	-------------------	----------------------

別表第1介護総務課の項の次に次のように加える。

介護福祉課	課長補佐、給付係長及び係員並びに予防係長及び係員	1 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納 2 老人福祉施設入所措置に係る措置自己負担金の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
-------	--------------------------	--

別表第1企画総務課の項中「庶務係長」の次に「及び係員」を加え、同表リサイクル推進課の項中「計画指導係長」の次に「及び係員」を加え、同表収集課の項及び土地改良清美事務所の項中「庶務係長」の次に「及び係員」を加え、同表観光課の項中「観光課」を「観光振興課」に、「観光係長」を「施設係長」に改め、同表中文化国際課の項を削り、同表商工労政課の項中「及び庶務係長」を「振興係長及び係員」に改め、「労政係長」の次に「及び係員」を加え、同表都市計画課の項中「庶務係長」の次に「及び係員」を加え、同表開発指導課の項を削り、同表建築指導課の項中「1 証紙の売りさばき代金の収納」を「建築計画概要書等の複写料の収納」に改め、同表景観課の項を削り、同表土木管理課の項中「用地管理第二係長」の次に「及び係員」を、「宅地造成係長」の次に「及び係員」を加え、同表下水道管理課の項中「調査計画係長」及び「排水設備係長」の次に「及び係員」を加え、同表中

住宅課	管理係長及び係員	1 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅の家賃及び敷金の収納 2 コミュニティ住宅附設駐車場の使用料及び敷金の収納
西部出張所 庶務課	課長補佐、庶務係長及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る手数料等の収納
西部出張所 住民課	課長補佐 証明印鑑登録係長及び係員	所管に係る使用料及び手数料の収納
西部出張所 生活福祉課	課長補佐 主任及び係員	所管に係る利用料の収納
東部出張所及び北部出張所	主任及び担当者	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納
月ヶ瀬行政センター 庶務課	課長補佐	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納 3 証紙の売りさばき代金の収納

	振興係長及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 証紙の売りさばき代金の収納	を
	管理係長及び係員	所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納	
月ヶ瀬行政センター 住民課	課長補佐、住民係長及び係員	所管に係る使用料、手数料等の収納	
	福祉係長及び係員	所管に係る利用料の収納	
都祁行政センター 庶務課	課長補佐、庶務係長及び係員	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 証紙の売りさばき代金の収納	
都祁行政センター 業務課	課長補佐、住民係長及び係員	所管に係る使用料、手数料等の収納	
都祁行政センター 住民課	課長補佐、住民係長及び係員	所管に係る使用料、手数料等の収納	
	福祉係長及び係員	所管に係る利用料の収納	
住宅課	庶務係長、管理係長及び係員	1 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅の家賃及び敷金の収納 2 コミュニティ住宅附設駐車場の使用料及び敷金の収納	に

改め、同表会計課の項を次のように改める。

会計課	課長補佐	1 証紙の売りさばき代金の収納 2 不用物品の売却代金の収納
	会計係長及び係員	証紙の売りさばき代金の収納
	調達係長及び係員	不用物品の売却代金の収納

別表第1教育総務課の項中「経理係長」及び「施設係長」の次に「及び係員」を加え、同項の次に次のように加える。

文化財課	文化財総務係長及び係員	1 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入の収納 2 市史の売却代金の収納
埋蔵文化財調査センター	主任及び係員	所管に係る資料代金その他の実費徴収金の収納

別表第1一条高等学校の課の項中「事務長」の次に「主任及び係員」を加え、同表中

幼稚園	園長及び主任	幼稚園入園料及び保育料の収納	を
生涯学習課	生涯学習係長及び係員	所管に係る事業収入の収納	
文化財課	庶務係長及び係員	1 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入の収納 2 市史の売却代金の収納	
埋蔵文化財調査センター	庶務係長及び係員	所管に係る資料代金その他の実費徴収金の収納	
スポーツ課	施設管理係長	水泳教室の受講料の収納	を
南部体育館	館長及び係員	所管に係る使用料の収納	
青少年野外活動センター	所長及び係員	1 所管に係る使用料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納	
図書館	主任及び係員	1 所管に係る弁償金の収納 2 所管に係る複写料の収納	
幼稚園	園長及び主任	幼稚園入園料及び保育料の収納	に

改める。

別表第2企画政策課長の項の次に次のように加える。

産業廃棄物対策課長	生活環境の保全上の支障の除去等の措置に係る費用の徴収金の収納
-----------	--------------------------------

別表第2管財課長の項中「4 不用物品の売却代金の収納」を削り、同表納税課長の項の次に次のように加える。

滞納整理課長	市税及びその附帯金の収納
--------	--------------

別表第2市民課長の項中「2 所管に係る実費徴収金の収納
3 所管に係る使用料の収納」を「2 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらに係る附帯金の収納」に改め、同項の次に次のように加える。

生活環境課長	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 所管に係る使用料の収納
--------	----------------------------------

別表第2病院事業課の項中「病院事業課」を「病院事業課長」に、「一部負担金」を「使用料」に改め、同表都祁診療所長の項及び月ヶ瀬診療所長の項中「一部負担金」を「使用料」に改め、同表国保年金課長の項の次に次のように加える。

西部出張所 生活総務課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 所管に係る利用料の収納
西部出張所 住民課長	所管に係る使用料及び手数料の収納
西部出張所 庶務課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納
西部出張所 住民課長	所管に係る使用料及び手数料の収納
月ヶ瀬行政センター 庶務課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納 3 証紙の売りさばきの代金の収納
月ヶ瀬行政センター 住民課長	1 所管に係る使用料、手数料等の収納 2 所管に係る利用料の収納
都祁行政センター 庶務課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 証紙の売りさばきの代金の収納
都祁行政センター 業務課長	所管に係る使用料、手数料及び分担金の収納
都祁行政センター 住民課長	1 所管に係る使用料、手数料等の収納 2 所管に係る利用料の収納
東部出張所長及び北部 出張所長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納

別表第2地域活動推進課長の項中「介護保険料」を「国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料」に改め、同項の次に次のように加える。

文化振興課長	所管に係る文化事業収入の収納
生涯学習課長	所管に係る事業収入の収納

スポーツ課長	1 所管に係る使用料の収納 2 水泳教室の受講料の収納 3 所管に係る実費徴収の収納
--------	--

別表第2人権推進課長の項中「人権推進課長」を「人権施策課長」に改め、同表男女共同参画課長の項の次に次のように加える。

図書館長	1 所管に係る弁償金の収納 2 所管に係る複写料の収納
------	--------------------------------

別表第2障がい福祉課長の項中「2 所管に係る措置費自己負担金の収納」を「2 みどりの家歯科診療所に係る使用料の収納」を「3 所管に係る措置費自己負担金の」を「4 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同項の次に次のように加える。

用料的収納

に改め、同項の次に次のように加える。

福祉医療課長	1 老人保健医療費に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納 2 所管に係る後期高齢者医療保険料及びその附帯金の収納
--------	---

別表第2子育て課長の項から放課後児童施策課長の項までを削り、保護課長の項の次に次のように加える。

子育て課長	1 所管に係る貸付回収金の収納 2 助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納
保育課長	1 保育所保育料の収納 2 所管に係る利用料の収納
放課後児童施策課長	児童育成料の収納

別表第2介護総務課長の項中「1 所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納」を「所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納」に改め、同項の次に次のように加える。

介護福祉課長	1 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納 2 老人福祉施設入所措置費に係る措置自己負担金の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
--------	---

別表第2観光課長の項中「観光課長」を「観光振興課長」に改め、同表文化国際課長の項及び開発指導課長の項を削り、同表建築指導課長の項中

「1 証紙の売りさばき代金の収納」を「建築計画概要書等の複写料の収納」に改め、同表景観課長の項を削り、

同表中

住宅課長	1 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅の家賃及び敷金の収納 2 コミュニティ住宅附設駐車場の使用料及び敷金の収納
西部出張所庶務課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る手数料等の収納
西部出張所住民課長	所管に係る使用料及び手数料の収納
西部出張所生活福祉課長	所管に係る利用料の収納
東部出張所長及び北部出張所長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納
月ヶ瀬行政センター庶務課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納 3 証紙の売りさばき代金の収納

を

月ヶ瀬行政センター 住民課長	所管に係る使用料、手数料等の収納
都祁行政センター 庶務課長	1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 証紙の売りさばきの代金の収納
都祁行政センター 業務課長	所管に係る使用料、手数料及び分担金の収納
都祁行政センター 住民課長	所管に係る使用料、手数料等の収納

住宅課長	1 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅の家賃及び敷金の収納 2 コミュニティ住宅附設駐車場の使用料及び敷金の収納
会計課長	1 証紙の売りさばき代金の収納 2 不用物品の売却代金の収納

に

改め、同表教育総務課長の項中「3 所管に係る使用料の収納」を 「3 所管に係る使用料の収納
4 証紙の売りさばき代金の収納」に改め、同項の次に次のように加える。

文化財課長	1 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入の収納 2 市史の売却代金の収納
埋蔵文化財調査センター 所長	所管に係る資料代金その他の実費徴収金の収納

別表第2中

学務課長	所管に係る負担金の収納
生涯学習課長	所管に係る事業収入の収納
文化財課長	1 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入の収納 2 市史の売却代金の収納
埋蔵文化財調査センター 所長	所管に係る資料代金その他の実費徴収金の収納
スポーツ課長	1 所管に係る使用料の収納 2 水泳教室の受講料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
図書館長	1 所管に係る弁償金の収納 2 所管に係る複写料の収納
学務課長	所管に係る負担金の収納

を

に

改める。

別記第4号様式(表)を次のように改める。

第4号様式(第9条・第11条・第22条の2・第71条関係)

(表)

<p>奈良市 納入通知書 ㊦</p>	<p>奈良市 領収済通知書 ㊦</p>	<p>奈良市 納入書 ㊦</p>
<p>口座番号</p> <p>加入者名</p> <p>奈良市会計管理者</p>	<p>口座番号</p> <p>加入者名</p> <p>奈良市会計管理者</p>	<p>口座番号</p> <p>加入者名</p> <p>奈良市会計管理者</p>
<p>納入者住所・氏名・郵便番号</p> <p>様</p>		
<p>年度</p> <p>予算区分</p> <p>主 務 課</p>	<p>年度</p> <p>予算区分</p> <p>主 務 課</p>	<p>年度</p> <p>主 務 課</p>
<p>納入金額</p> <p>円</p>	<p>納入金額</p> <p>円</p>	<p>納入金額</p> <p>円</p>
<p>納入期限</p> <p>年 月 日</p>		
<p>摘要</p>		
<p>納入場所・裏面のとおり。</p> <p>上記のとおり領収しました。</p>	<p>上記のとおり領収しました。</p> <p>(あて先) 奈良市会計管理者 奈良市指定金融機関 収納代理金融機関</p>	<p>上記のとおり納入します。</p>
<p>年 月 日</p> <p>奈良市長 印</p>	<p>納期限</p> <p>領収日付印</p>	<p>領収日付印</p>
<p>この領収書は、5年間保存してください。(納入者保管)</p>		
<p>(奈良市保管)</p>		
<p>(金融機関保管)</p>		

別記第9号様式その1及びその2中

係員 審査係長 会計係長 補佐 課長 会計管理者

を

係員 審査係長 補佐 課長 会計管理者

に改める。

別記第10号様式中

係員 審査係長 会計係長 補佐 課長 会計管理者

を

係員 審査係長 補佐 課長 会計管理者

に改める。

別記第18号様式(表)を次のように改める。

第18号様式 (第31条・第34条・第36条の2・第37条の2関係)

(表)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">奈良市</td> <td style="text-align: center;">返納通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口座番号</td> <td style="text-align: center;">加入者名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返納者住所・氏名・郵便番号</td> <td style="text-align: center;">奈良市会計管理者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">主 務 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">戻入番号</td> <td style="text-align: center;">返納金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返納期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会計区分</td> <td style="text-align: center;">款 項 目 節 細節 細々節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">節</td> <td style="text-align: center;">節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">細節</td> <td style="text-align: center;">細節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">摘要</td> <td style="text-align: center;">摘要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納入場所・裏面のとおり。</td> <td style="text-align: center;">上記のとおり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記のとおり返納してください。</td> <td style="text-align: center;">領収しました。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">奈 良 市 長 印</td> <td style="text-align: center;">奈 良 市 長 印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">この領収書は、5年間保存してください。(返納者保管)</p>	奈良市	返納通知書	口座番号	加入者名	返納者住所・氏名・郵便番号	奈良市会計管理者	年度	主 務 課	戻入番号	返納金額	返納期限	年 月 日	会計区分	款 項 目 節 細節 細々節	節	節	細節	細節	摘要	摘要	納入場所・裏面のとおり。	上記のとおり	上記のとおり返納してください。	領収しました。	年 月 日	領収日付印	奈 良 市 長 印	奈 良 市 長 印	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">奈良市</td> <td style="text-align: center;">戻入済通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口座番号</td> <td style="text-align: center;">加入者名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返納者住所・氏名・郵便番号</td> <td style="text-align: center;">奈良市会計管理者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">主 務 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">戻入番号</td> <td style="text-align: center;">返納金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返納金額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会計区分</td> <td style="text-align: center;">款 項 目 節 細節 細々節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">節</td> <td style="text-align: center;">節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">細節</td> <td style="text-align: center;">細節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">摘要</td> <td style="text-align: center;">摘要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">戻入決定年月日</td> <td style="text-align: center;">返納期限</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記のとおり領収しました。 (あて先) 奈良市会計管理者 奈良市指定金融機関 収納代理金融機関</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取りまとめ店 〒579-8794 大阪貯金事務センター</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(奈良市保管)</p>	奈良市	戻入済通知書	口座番号	加入者名	返納者住所・氏名・郵便番号	奈良市会計管理者	年度	主 務 課	戻入番号	返納金額	返納金額	円	会計区分	款 項 目 節 細節 細々節	節	節	細節	細節	摘要	摘要	戻入決定年月日	返納期限	上記のとおり領収しました。 (あて先) 奈良市会計管理者 奈良市指定金融機関 収納代理金融機関	領収日付印	取りまとめ店 〒579-8794 大阪貯金事務センター	領収日付印	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">奈良市</td> <td style="text-align: center;">返 納 書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口座番号</td> <td style="text-align: center;">加入者名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返納者住所・氏名・郵便番号</td> <td style="text-align: center;">奈良市会計管理者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">主 務 課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">戻入番号</td> <td style="text-align: center;">返納金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返納金額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会計区分</td> <td style="text-align: center;">款 項 目 節 細節 細々節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">節</td> <td style="text-align: center;">節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">細節</td> <td style="text-align: center;">細節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">摘要</td> <td style="text-align: center;">摘要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記のとおり返納します。</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(金融機関保管)</p>	奈良市	返 納 書	口座番号	加入者名	返納者住所・氏名・郵便番号	奈良市会計管理者	年度	主 務 課	戻入番号	返納金額	返納金額	円	会計区分	款 項 目 節 細節 細々節	節	節	細節	細節	摘要	摘要	上記のとおり返納します。	領収日付印
奈良市	返納通知書																																																																													
口座番号	加入者名																																																																													
返納者住所・氏名・郵便番号	奈良市会計管理者																																																																													
年度	主 務 課																																																																													
戻入番号	返納金額																																																																													
返納期限	年 月 日																																																																													
会計区分	款 項 目 節 細節 細々節																																																																													
節	節																																																																													
細節	細節																																																																													
摘要	摘要																																																																													
納入場所・裏面のとおり。	上記のとおり																																																																													
上記のとおり返納してください。	領収しました。																																																																													
年 月 日	領収日付印																																																																													
奈 良 市 長 印	奈 良 市 長 印																																																																													
奈良市	戻入済通知書																																																																													
口座番号	加入者名																																																																													
返納者住所・氏名・郵便番号	奈良市会計管理者																																																																													
年度	主 務 課																																																																													
戻入番号	返納金額																																																																													
返納金額	円																																																																													
会計区分	款 項 目 節 細節 細々節																																																																													
節	節																																																																													
細節	細節																																																																													
摘要	摘要																																																																													
戻入決定年月日	返納期限																																																																													
上記のとおり領収しました。 (あて先) 奈良市会計管理者 奈良市指定金融機関 収納代理金融機関	領収日付印																																																																													
取りまとめ店 〒579-8794 大阪貯金事務センター	領収日付印																																																																													
奈良市	返 納 書																																																																													
口座番号	加入者名																																																																													
返納者住所・氏名・郵便番号	奈良市会計管理者																																																																													
年度	主 務 課																																																																													
戻入番号	返納金額																																																																													
返納金額	円																																																																													
会計区分	款 項 目 節 細節 細々節																																																																													
節	節																																																																													
細節	細節																																																																													
摘要	摘要																																																																													
上記のとおり返納します。	領収日付印																																																																													

別記第30号様式中 「請求日 年 月 日 を
払出日 年 月 日」

「請求日 年 月 日」に、

調 達 係	調達係長	課長補佐	課 長
係	係 長	課長補佐	課 長

を

係	係 長	課長補佐	課 長

に改める。

別記第33号様式中

会 計 課	係	係 長	補 佐	課 長	管 財 課	係	係 長	補 佐	課 長

を

会 計 課	係 員	調達係長	課長補佐	課 長	

に、

「（注） 1 本書は2部作成し、1部を控として会計課又は管財課に一部提出すること。」を「（注） 1 本書は2部作成し、1部を控として会計課に一部提出すること。」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市会計規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
（平成20年3月31日揭示済）

奈良市福祉奨学金支給規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第14号

奈良市福祉奨学金支給規則を廃止する規則

奈良市福祉奨学金支給規則（昭和60年奈良市規則第33号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 平成19年度においてこの規則による廃止前の奈良市福祉奨学金支給規則の規定に基づき、福祉奨学金の支給を受けた者（中途退学者を除く。）に対する福祉奨学金については、同規則第2条第1項に規定する高等学校の修業期間内に限り、なお従前の例による。

（平成20年3月31日揭示済）

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第15号

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年奈良市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯」を加え、「30,000円」を「15,000円」に、「80,000円」を「40,000円」に、「120,000円」を「60,000円」に、「200,000円」を「103,000円」に、「510,000円」を「413,000円」に改め、同表備考1中「経済社会の」を「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）第14条による廃止前の経済社会の」に改め、同表備考1の(2)中「から第3項まで」を「及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項」に改め、同表備考3中「児童が」の次に「保育所、幼稚園又は認定こども園に」を加え、「の階層区分ごとに同表の中欄に掲げる児童については」を「に掲げる児童が保育所に入所しているときは」に改め、同表備考3の表を次のように改める。

ア 最も保育料月額が低い児童（最も保育料月額の低い児童が2人以上の場合は、その1人とする。）	保育料月額表に定める額
イ ア以外の児童のうち、最も保育料月額が低い児童（最も保育料月額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料月額表に定める額に0.5を乗じて得た額
ウ ア及びイ以外の児童	0円

別記第1号様式中

生活保護 の状況	受けていない・受けている（ 年 月 日 開始）	を
生活保護 又は中国 残留法人 等支援給 付の状況	受けていない・受けている（ 年 月 日 開始）	に

改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表備考1の(2)の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正後の奈良市保育の実施に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市保育の実施に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成20年3月31日揭示済）